

香川県内の特別地域加算対象地域及び中山間地域等

市町名	中山間地域等とされる指定地域<A地域>	
	特別地域加算対象地域<B地域>	特別地域加算対象地域外<C地域>
高松市	男木島、女木島、大島、旧塩江町	菅沢、旧弦打村、旧安原村 (※1)
丸亀市	本島、牛島、広島、手島、小手島	—
坂出市	与島、小与島、岩黒島、櫃石島	全域(与島等特別地域加算対象地域を除く)
善通寺市	—	—
観音寺市	伊吹島、股島、五郷村	旧豊浜町
さぬき市	多和村	松尾村、旧津田町、旧大川町
東かがわ市	小海村、五名村、福栄村	全域(小海村等特別地域加算対象地域を除く)
三豊市	粟島、志々島	二の宮村、麻村、旧仁尾町、旧財田町、旧詫間町、長野、糸ノ越※2、室浜※2、入樋上
土庄町	全域	—
小豆島町	全域	—
三木町	—	山南※2
直島町	全域	—
宇多津町	—	—
綾川町	粉所村	旧綾上町(粉所村を除く)
琴平町	—	全域
多度津町	佐柳島、高見島	—
まんのう町	美合村、七箇村	全域(美合村等特別地域加算対象地域を除く)

※1 高松市は7級地に該当するため、C地域の対象にはならないが、A地域の対象にはなる。

※2 当該地域の内、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)第2条第1項に規定する辺地に該当する地域

○事業所が、中山間地域等<A地域>に居住している利用者に対して、**通常の事業の実施地域を越えて**サービスを提供する場合⇒**5%加算**

対象サービス	訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、通所介護、(介護予防)通所リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、夜間対応型訪問介護、(介護予防)認知症対応型通所介護
--------	--

\* 介護給付費を請求する時に参考にしてください。

○中山間地域等<C地域>に所在する**小規模事業所**がサービスを提供する場合⇒**10%加算**

○特別地域加算対象地域<B地域>に所在する事業所がサービスを提供する場合⇒**15%加算**

対象サービス	訪問介護、(介護予防)訪問入浴介護、(介護予防)訪問看護、(介護予防)訪問リハビリテーション、(介護予防)福祉用具貸与、(介護予防)居宅療養管理指導、居宅介護支援、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、夜間対応型訪問介護
--------	--

\* 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書を提出するときに参考にしてください。

\* 届出書の提出先は、サービス等により異なります。